

第1章

調査の背景と目的

1-1 調査の背景と目的

1-1-1 地域遺産とは

日本の都市や農村には、地域固有の魅力を有した自然環境、歴史的な風景、歴史的町並みや建造物、近代化遺産や伝統芸能、そして生活環境など観光にも有用な多数の資源が存在する。これらの資源は地域に暮らしている私たちに豊かな時間を与えてくれるとともに、人口減少時代に突入した日本の地域が持続的に発展するための要素の一つとしても評価されつつある。つまり各地に存在する資源は、我々が次世代に引き継いでいくべき「遺産」としての価値を有していると言えよう。

現在、日本における地域遺産に関する制度としては、文化財保護法や景観法などが挙げられる。個々の資源を保護・活用するという面では、基盤が整ってきていると評価することができる。しかし一方で、地域遺産を総合的に扱う制度に関しては、まだ十分でないというのが現状である（ただし、文化庁は2009年度から、広域に存在する無形・有形文化財の総合的な保護計画をつくる文化財総合的把握モデル事業を開始している）。

1-1-2 地域の観光振興と地域遺産

政府は2003年7月に観光立国行動計画を策定し、2010年までに外国からの来訪者を1000万人にするというビジットジャパンキャンペーンを開始した。さらに2006年12月には観光基本法（1963年）を全面改正する観光立国推進基本法が制定され、2008年10月には観光庁が国土交通省の外局として設立された。一方、各地域においても日本固有の歴史や文化を地域遺産として保存・継承し、地域づくりに活かしていくことが重要であり、近年、地域社会が主体となり、地域経済の活性化を図ろうという「観光まちづくり」の考え方が注目されている。地域遺産の価値を見

直し、保護・活用することにより、その魅力を全国または全世界に発信するという動きが各地で見られるようになった。

このような地域の観光振興に重要な地域遺産の保存および活用はナショナルトラスト活動などを通じて実施されている。しかし、昨今の経済社会情勢の急激な変化などにより必ずしも十分な活動が進められていない状況にある。そこで昨年度、観光庁では地域遺産の保全および活用におけるボランティア活動の現状を把握し、今後のボランティア活動の方向性やボランティア育成のあり方について検討することを目的に調査を実施した。ここでは管理・所有者とボランティア協力者間の情報の交流とともに、ボランティア協力者同士の地域を越えた情報交流を促進することで、先進事例の共有化を図る必要性が指摘された。今後、地



写真 1-1 自然・歴史的風景としての地域遺産（白川郷）



写真 1-2 歴史的町並みとしての地域遺産（川越）

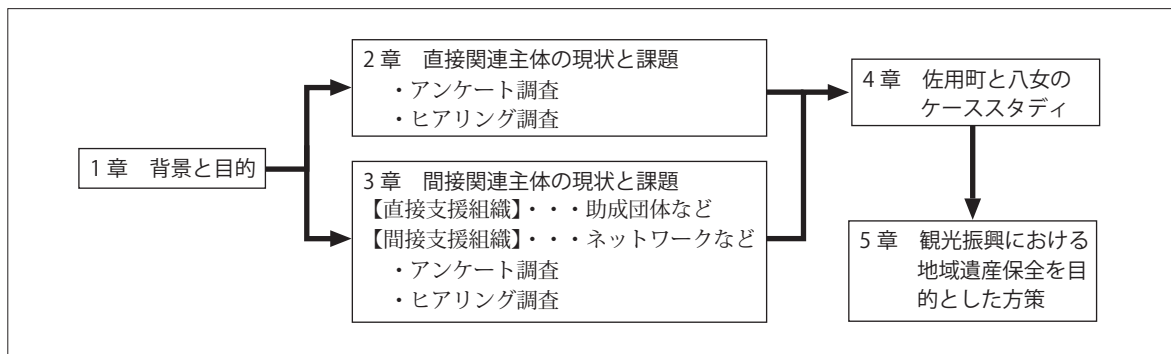


図 1-1 地域遺産の管理・活用状況の調査の流れ

域遺産を基盤とした観光振興に関しては、ボランティア活動のみならず、様々な主体による積極的な地域遺産への関与と活動支援が重要となると考えられる。

1-1-3 調査の目的

以上に基づき、本調査は観光振興のための地域遺産の管理・活用状況について、全国の様々な取り組み主体について地域遺産への関わり方や活動の維持方法といった点に着目し、その全体像を明らかにする。具体的には、

- 1) 地域遺産に関わる地域の活動主体の現状と課題
- 2) 地域の活動主体に対する支援の現状と課題
- 3) 地域の活動主体間のネットワークの現状と課題

の3点から、今後の地域遺産に関わる地域住民等からなる活動主体に対して示唆を得ることを目的とする。

1-2 調査の内容

一言に「地域遺産の管理・活用に関する地域の活動主体」と言っても、その種類やその関わり方は様々である。本調査においては、これらの活動に関わる組織を「直接関連主体」と「間接関連主体」に分けて調査を行っている。直接関連主体と

は、清掃やガイドのようなボランティア活動または施設の所有・修理など、地域遺産の管理・活用を直接の目的として活動している組織を指す。

また間接関連主体とは、直接関連主体に対して財政的、技術的な支援を行う組織や複数の直接関連主体が集まったネットワークを管理する組織などを指す。本調査では前者を「直接支援組織」、後者を「間接支援組織」と定義している。

これらの主体の違いに着目し、本調査は以下の調査項目を軸として展開した。それぞれの調査に対応する章構成は図 1-1 に示した通りである。

(1) 都道府県等に対するアンケート調査

全国の地域遺産に関わる組織の活動の全容は、いまだ明らかにされていない。現在も日本のどこかで設立されている地域遺産に関わる組織の活動を完全に把握するという事は、そもそも不可能に近いのかもしれない。しかし、現状と今後の管理・活用の進展のための方法策を考えるには不可欠な情報である。そこで本調査では、各都道府県の担当部局（景観・文化財・福祉・商工観光）および建築士会、商工会連合会に対して、都道府県内で行われている地域遺産に関わる活動の状況に関するアンケートを行った。さらに、地域遺産に関わる支援の状況等についても調査を行った。また、それと同時に 2002 年の文化庁による「歴史

的文化的資源の保存活用に関する住民ボランティアの現状に関する調査⁴⁾」の資料調査とインターネット検索による組織の把握も行った。詳細は2章に記述する。

(2) 地域遺産の管理・活用に関わる組織の現状に関するアンケート調査

(1) のアンケート調査等により把握した組織に対して、管理・活用に関わる活動の現状と課題に関するアンケート調査を行った。ここでは「直接関連主体」「間接関連主体（直接支援組織）」「間接関連主体（間接支援組織）」の3パターンに質問内容を分けて作成し、「直接関連主体が抱える課題や支援に対するニーズ」と「間接関連主体が供給している支援」の整合性を明らかにすることに努めた。詳細は2章、3章に記述する。

(3) 地域遺産の管理・活用に関わる組織の現状に関するヒアリング調査

(2) のアンケート調査と並行して、地域遺産の管理・活用に関して先進的な活動を行っている組織の現状を、より詳しく把握するためにヒアリング調査を行った。こちらも前述の3パターンから適切な組織を抽出して実施した。また、全国的な現状を把握するために、北海道・東北・北陸・中部・関西・中国四国・九州と各地の地域性を意識した組織抽出を行っている。詳細は2章、3章に記述する。

(4) 地域遺産の管理・活用のための研修会の実施

(1)～(3)のアンケート・ヒアリング調査によって得られた情報から、我が国の地域遺産に関わる主体の活動とその支援活動の現状を把握し、課題を抽出した。それを基に福岡県八女市の福島地区では住民組織による地域遺産管理活動の再生に関

して、また、兵庫県佐用町の平福地区では災害復興から町並み保存を考える住民組織の立ち上げに関する研修会を開催した。詳細は4章に記述する。

(5) 観光振興における地域遺産保全の課題、今後の方法策の提案

以上の調査・研修会開催を踏まえて地域の観光振興において、地域遺産を有効に利用していくために必要な組織や制度の提案や、その中での公的組織の役割についての検討を行った。詳細は5章に記述する。

【参考文献】

- 1) 北沢猛(2007)「地域遺産=ヘリテージは地域再生の源泉である」季刊まちづくり 15、pp.14-19
- 2) 西村幸夫(2009)「観光まちづくりとは何か」『観光まちづくり』学芸出版社、pp.10-28
- 3) 観光庁(2009)「地域の観光振興のための地域遺産の保全及び活用におけるボランティアのあり方検討事業 報告書」
- 4) 文化庁文化財部建造物課(2002)「住民のボランティア活動等を活かした歴史的文化的資源の保存活用と地域活性化に関する調査 報告書」

